



公開シンポジウム

# 「ライドシェア」問題を考える

# 考える

**場所** 衆議院第二議員会館1F多目的ホール

**主催** 交通の安全と労働を考える市民会議

## 9月29日(木)

11:30 ~ 13:00

現在、「ライドシェア」解禁の是非について政府やメディアで議論されています。「ライドシェア」は社会にどのような影響を与えるのか。安全管理面は？ 労働条件は？ 利用者の安全に与える影響は？ こうした点について議論を深めるため、公開シンポジウムを開催します。

登壇予定者



**戸崎 肇**  
大妻女子大学教授、慶應義塾大学総合政策学部特任教授  
(博士・経済学・京都大学)



**内田 聖子**  
アジア太平洋資料センター事務局長



**宮里 邦雄**  
弁護士  
日本労働弁護団元会長



**新里 宏二**  
日本弁護士連合会元副会長



なつめ  
**桑 一郎**  
弁護士  
日本労働弁護団幹事長

# ご挨拶

---

現在、日本では、仲介サイト事業者がスマートフォンのアプリで運転者と利用者を仲介し、自家用自動車を使って有償で利用者を運ぶ配車サービスを「ライドシェア」と呼び、その合法化が検討されています。

しかし、本来ライドシェアとは複数の利用者が車両をシェアすることを指し、アメリカではこのような配車サービスはライドブッキングと呼ばれています。

日本で「ライドシェア」と呼ばれる事業者は、道路運送法の許可なしに、一種免許しか持たない一般ドライバーに事業者が有償で旅客運送をさせ、運賃の20～30%を収受します。

運転者は、個人事業主と位置づけられるため、経費を自己負担させられた上に、労働法の保護も社会保障も受けられません。

また、運賃も需要によって上下するため、通常の3倍から10倍の料金を請求される場合もあります。

確かに、高齢者や障害者など交通弱者のための交通支援は必要です。

しかし、それは現行の道路運送法78条2号の「公共交通空白地有償運送」や「福祉有償運送」、または本来の意味でのライドシェア、さらには新たな公共政策で対応できるのではないのでしょうか。

しかし、現在メディアでは、「ライドシェア」の利便性ばかりが強調され、

このような問題がほとんど聞かれません。

市民会議では、これらの問題を提起し、ひろく公共交通のあり方を議論するために

公開シンポジウムを開催します。

交通の安全と労働を考える市民会議